

お知らせ

八鹿病院からのお知らせ
「兵庫県医師会ドクター
バンク小児科休日診療」

▼6月の日程／6月14日(日)
▼担当医師／片山キッズクリ
ニック(神戸市灘区) 医師
▼診療時間／午前8時30分～
午後5時15分

※救急患者さん以外でもお受
けします。
▼お問い合わせ／八鹿病院小
児科(☎662-5555)

豊岡病院からのお知らせ
「地域連携小児休日救急診療」

▼6月の日程と担当医師(敬
称略)／6月7日(日) 赤松
亮(豊岡市九日市)、6月14日
(日) 中沢洋(豊岡市出石町)
▼診療時間／午前9時～午後

5時
▼お問い合わせ／豊岡病院
(☎0796-22-6111)

点字および音声による「選
挙のお知らせ」の無償配布

兵庫県選挙管理委員会では、
選挙や候補者に関する情報を
点字または音声(朗読テープ)
にした「選挙のお知らせ」を、
申し込まいただいた視覚に障
害のある方に無料配布してい

ます。
▼対象となる選挙／国政選挙、
兵庫県知事選挙、兵庫県議
議員選挙

▼ご入り用の方は：

↓点字版・音声版とも、郵便
番号・住所・氏名・ご希望の
種類を、電話か郵便で兵庫県
選挙管理委員会までご連絡く
ださい。

↓本年7月5日に執行される
兵庫県知事選挙での配布を希
望される方は、5月29日(金)

までにお申し込みください。

↓一度お申し込みいただくと、
それ以後の選挙では希望され
た種類を郵送します。(選挙に
よっては、どちらか一方のみ
の作成となる場合があります)

★兵庫県知事選挙の投票日は
7月5日(日)です！

県政を託す代表者を決める
大切な選挙です。みなさんそ
ろって投票に行きましょう！

▼お問い合わせ／兵庫県選挙
管理委員会(☎078-336
213101)

事業所ごみの収集運搬許可業者を お知らせします

★一般廃棄物収集運搬許可業者(4月末現在)

許可業者名	所在地(養父市)	電話番号
(有)環境整備西山	大塚 205 番地 11	665-0591
(株)スガイ運輸 養父営業所	口米地 100 番地 4	665-1200
坂井商店	八鹿町八鹿 1432 番地 2	662-6329
(有)あいあい	上野 1681 番地 2	664-2833
関西エコー	八鹿町八木 2448 番地	662-6727
(有)小林住建	大屋町中 1051 番地	669-1696
山本運輸(株)	養父市場 1041 番地 2	665-0344
(有)山通	藪崎 221 番地 1	665-0383
村下商店	新津 308 番地 1	664-0580
(株)但馬環境 養父営業所	八鹿町宿南 1068 番地	662-5439
北垣建設(株)	十二所 1470 番地 2	664-0368
水田組	八鹿町高柳 979 番地 2	662-7846
(株)川口工務店	梨ヶ原 220 番地	667-8233
(株)北近畿クリーンシステム 養父営業所	八鹿町下網場 273 番地 4	662-1551
(有)中尾組	関宮 579 番地	667-2029
(有)円山川環境サービス 養父営業所	八鹿町小佐 1302 番地	662-7062
(有)津崎建設工業	中瀬 1548 番地	667-2533
誠光産業	養父市場 12 番地 3	667-8623

【お問い合わせ】

市役所環境課(☎664-2033)

(一般)		
職種	年齢	事業内容
訪問介護員	不問	農林水産業協同組合
薬剤師(パート)	不問	医薬品・化粧品小売業
一般土木、機械工事 施設管理(監督)	不問	管工事業
ホールスタッフ及び 調理補助員	不問	そば・うどん店
介護職員	不問	老人福祉・介護事業
夜間専門介護職員	不問	老人福祉・介護事業
看護師	不問	老人福祉・介護事業
薬剤師	不問	医薬品・化粧品小売業
販売	不問	鮮魚小売業
調理補助	35歳以下	食堂、レストラン
ウェ이터・ウェイトレス	不問	そば・うどん店
建築設計・監理	不問	土木建築サービス業
ガソリンスタンド販売員	40歳以下	燃料小売業
営業	不問	その他の広告業
事務職	不問	旅行業
施設警備員	不問	警備業
商業デザイナー	不問	印刷業
調理師	不問	病院
営業及び現場施工	35歳以下	繊維製品製造業

(一般)		
職種	年齢	事業内容
水泳指導・プール監視員	不問	教養・技能教授業
情報通信(CATV 関係)工事人	35歳以下	電気通信サービス業
嘱託調理員	不問	老人福祉・介護事業
一般事務兼営業補助	40歳以下	一般土木建築工事業
建築技術者	35歳以下	一般土木建築工事業
調理	28歳以下	喫茶店
学校事務	不問	高等学校、中等教育学校
自動車運転手	不問	その他の道路旅客運送業
プラスチック成形工	不問	工業用プラスチック製品製造業
総合職(食品卸売販)	30歳以下	食料・飲料卸売業
食品加工	不問	事業サービス業
介護支援業務 (サービス提供責任者)	不問	農林水産業協同組合
交通警備員	不問	警備業
医療事務・受付	不問	一般診療所
農場管理	不問	農畜産物・水産物卸売業
夜警	不問	旅館、ホテル
製本補助作業	不問	製本業、印刷物加工業
美容師又は理容師	不問	美容業
清掃	不問	生活関連サービス業

4月から「介護保険料」が変わりました

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても安心して介護サービスを受け、自立した生活が送れるように社会全体で支えていこうという制度です。

現在、高齢化に伴って「要支援」や「要介護1」などの比較的軽度の認定を受ける方が増え、年々介護給付にかかる費用が増加しています。その結果、3年ごと改定される介護保険料も期を重ねるごとに上昇しています。

◆65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料が見直されました 基準額は 月額4,750円に

65歳以上の方の保険料は、市町村で必要な介護サービス費用に応じて算出された「基準額」をもとに決まります。「基準額」は保険料を決める基礎となるもので、市町村ごとに3年に一度見直しされます。

また、保険料の設定は、所得や年金の額に応じて基準額を中心に6段階で行われます。なお、負担能力の低い方の負担軽減を図るため、今回から第4段階の中で保険料の区分を2つに分けました。

平成21～23年度の各段階別の保険料は下表のとおりです。

保険料の納期は、偶数月(4・6・8・10・12・2月)の年6回です。そのうち、「特別徴収(年金からの天引き)」の方は、前年度所得が反映されない4・6・8月については、前年度2月分の保険料額になります(仮徴収)。10月以降は、前年の所得をもとに本年度の保険料を算出し、そこから仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します(本徴収)。

また、「普通徴収(納付書で納入または口座振替)」の方は4月が仮徴収、6月から本徴収となります。

▼お問い合わせ／市役所介護保険課 (☎662-7603)

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(月額)
第1段階	生活保護受給者および、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.5	2,375円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の前年の所得と年金の合計額が80万円以下の方	基準額×0.6	2,850円
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	3,563円
第4段階	①市民税課税世帯であるが、本人は市民税非課税で前年の所得と年金の合計額が80万円以下の方	基準額×0.9	4,275円
	②市民税課税世帯であるが、本人は市民税非課税で上記①以外の方	基準額×1.0	4,750円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	5,938円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	7,125円

※年間の保険料に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切捨てします。